

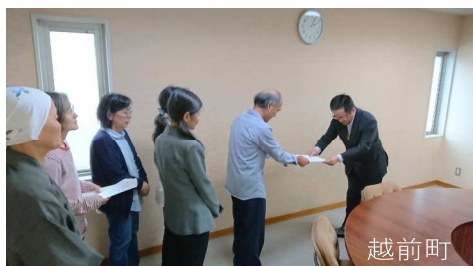
二つの町の回答

準立地協議会として、立地並みの「事前了解の権限」を引き続き求めていく

越前町の回答

市民の要望・資料は、準立地協議会と福井県に伝える

事前了解の権限を求める滋賀県と連絡を取ることを検討する



5月30日、福井の皆さんと共に福井県の南越前町と越前町に申入れに行きました。今回は、東海第二原発の新安全協定でUPZ自治体に「事前了解の権限」が認められたことを踏まえ、①事前了解の権限を求めること、②安定ヨウ素剤の事前配布の実施を求め申入れました。

二つの町は、敦賀原発（東海第二原発と同じ日本原電が所有）と美浜原発の30km圏内（UPZ）に入り、原発の「隣接」「隣々接」に位置し、海に面していることで「準立地協議会」に入っている自治体です（準立地協議会は、若狭町・小浜市・南越前町・越前町の4市町で構成。1991年の美浜原発2号機蒸気発生器細管破断事故後に設立）。若狭町の「安全なふる里を大切に作る会」と「原発設置反対小浜市民の会」の皆さんは、5月24日に同じ内容で若狭町と小浜市に申入れをされ、それに続く今回の申入れとなりました。今回は、若狭町・おおい町・福井市（越前町のみ）から3名、滋賀・大阪から4名が参加し、それぞれ1時間強の議論となりました。対応者は下記の方々です。

南越前町：11時から 総務課長の北野氏、防災担当の市村氏

越前町：14時から 防災安全課長の石田氏、課長補佐の上坂氏

### ◆安全協定で事前了解の権限を求めることに関して

南越前町は、敦賀原発の「隣接」地域のため、「安全確保等に関する協定書」はありますが、増設の場合は「事前説明」、原子炉施設に重大な変更を行う場合（新基準適合のための工事等）は「計画の報告」を受け、「意見を述べるができる」だけです。また、美浜原発の場合は「隣々接」となり、「通報連絡等協定書」のみで、「事前説明や計画の報告」もありません。

越前町は、敦賀原発の「隣々接」地域になり、「通報連絡等協定書」のみです。美浜原発については安全協定さえありません。

東海第二原発の新安全協定では、「隣接」「隣々接」の区別はありません。例えば、越前町が説明したように、新協定に含まれている水戸市は「隣々接」ですが、事前了解の権限を他の5市村と同等に得ています。



準立地協議会は、福島原発事故後に事前了解の権限を求めています、いまだ実現していません。今回の申入れでも、二つの町とも「継続して求めていく」というのが基本的な姿勢でしたが、立地自治体や県への遠慮があるのか、積極的な行動を開始するという様子ではありませんでした。6月か7月には準立地協議会の総会があるとのことで、そこに向けて取り組みを強めてほしいと重ねて求めました。越前町は、私たちの要望書と資料を協議会と県にも伝えたいとのことでした。

日本原電は、二つの町に、東海第二原発の新安全協定の説明には来たそうですが、敦賀原発の安全協定については何も触れなかったとのことです。東海第二原発の場合、立地の東海村が言い始めたことだと説明したそうです。立地の敦賀市はそのようなことは言わないだろうと暗に含んだような話です。

二つの町とも、準立地協議会に入っていないUPZの福井県内自治体（越前市等）との協議の場もなく、安全協定について議論したこともないとのことです（例えば京都府では、UPZ圏内自治体の協議会があります）。越前市は今年5月11日に、やっと「隣々接」並みの通報連絡に関する協定書を日本原電等と結んだそうです。3.11以降安全協定の締結を求め、事故後には敦賀原発3・4号の増設中止等の市議会意見書もあがっていました。

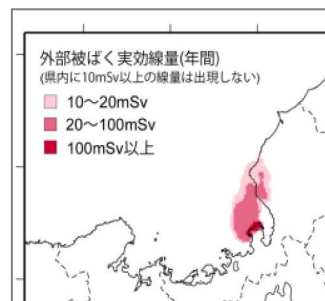


さらに二つの町は、同じUPZの滋賀県や岐阜県と協議したこともないそうです。滋賀県が事前了解を求める意向を示していることは知らず、少し驚いていました。越前町は、滋賀県に直接連絡することを検討したいとのことでした。

1頁の地図を見てもらえば分かりますが、二つの町は原発の対岸の町です。南越前町に合併になった旧河野村は原発から8km、1995年のもんじゅのナトリウム漏れ事故後は村議会が廃炉を求める決議をあげ、敦賀3・4号増設反対の運動が続いた地区です。

越前町では、敦賀原発に最も近い米ノ地区は15km以内にあり、もんじゅの灯も見えるそうです。敦賀半島の原発で事故が起これば、職員は大変な仕事になるが、若い職員は原発の近くの地区には行かせないようにしていると話されていました。今年から配属になったという若い課長補佐は、真剣な表情で聞いていました。越前町は観光と漁業の町で、越前がにの水揚げは県内一位とのこと。もんじゅ事故当時は風評被害で観光等に大きな影響が出たと、対岸の町が経験してきた困難な状況について語られました。

岐阜県のシミュレーション（右図）では、越前町は年間被ばく20～100mSv（実効線量）になり、国の避難基準20mSv以上の地域となります。シミュレーションの資料を渡すと「私が住んでいる地域です」と驚いていました。福島原発事故のような大事故が起これば、故郷を失うこととなります。



岐阜県シミュレーションより抜粋

それにも関わらず、「隣接」「隣々接」と区別をつけて、立地の市町とは安全協定の内容でも差別化をはかり、さらには安全協定さえないUPZの他の市町とも区別をはかる県や電力会社のやり方は、住民の安全を守るためではなく、分断させるものだと感じました。

関西からは、滋賀県が「事前了解の権限」を求めて日本原電と協議を始めていること、敦賀・美浜原発のUPZには福井・滋賀・岐阜の約40万の住民が暮らし、琵琶湖が汚染されれば関西

一円に被害が及び、立地自治体と福井県だけが再稼働賛否の権限を持つ現状では、責任はとれないこと等を伝えました。

立地の町の参加者は、周辺の市町から声をあげてほしいと訴え、住民の安全を守るために、立地並みの事前了解を求めてほしいと強く要請しました。

#### ◆安定ヨウ素剤の事前配布について

福井県は 30km 圏内の学校・保育所等で安定ヨウ素剤備蓄の準備を進めています。二つの町の備蓄状況等について話を聞きました。滋賀の参加者は、滋賀県のUPZの学校や保育所等では既に備蓄は完了し、高島市の一部地区では事前配布も実施されたこと、またUPZ圏外の米原市等でも事前配布の準備が進んでいること等を紹介しました。

南越前町は、もんじゅ事故後の 1997 年に河野村が独自予算で安定ヨウ素剤を備蓄していました。現在では、役場と 2 つの支所（今庄・河野総合事務所）に加え、2016 年 11 月に小・中学校、保育園、こども園すべてに備蓄が完了しているとのことでした。町全体で 35,000 丸（2016 年以降に福井県から配布された分）以上を備蓄していますが、ゼリー剤については、既に県から届いているはずですが、はっきりした情報は分かりませんでした。

事前配布については、5km 圏内でも受け取らない人がまだいる、なぜだろうか、誤飲や別の事故の責任を町が取れるのか、県が決定して事前配布すべきではないかと語っていました。これについては立地町からの参加者から、無関心で受け取らない人、原発は安全なはずだからと受け取りを拒否する人がいると説明し、希望者には事前配布が必要だと伝えました。



越前町は、ゼリー剤も含め安定ヨウ素剤は昨年県からもらっているが、備蓄は役場と 3 か所のコミュニティーセンターだけです。保育所の所長と県・町との話し合いは終了したが、学校・保育所等での備蓄はまだ進んでいないそうです。県からは学校等で安定ヨウ素剤を保管するための保管庫（据え置き金庫のようなもの）もまだ来ていないとのことでした（小浜市もまだ保管庫は来ていない）。

事前配布については、準立地協議会を通じて国に要望していきたいとも話されたので、国は避難が困難な地域等では事前配布を認める方針であること、また、滋賀県の高島市朽木の避難困難地区では既に事前配布が行われていること等を紹介しました。今後検討していきたいとのことでした。

準立地の二つの町への訪問は今回が初めてでした。安全協定については歴史的経緯がありますが、福島原発事故後のいま、「隣接」「隣々接」という範囲ではなく、UPZの自治体には、東海第二原発の新たな安全協定のように、平等な権利として事前了解の権限が認められるべきです。とりわけ原発に近い準立地協議会は、率先して事前了解の権限を求め、住民の安全を守り、住民の声を汲み取ってほしいと強く感じました。

<当日の質問・要望書などは下記にあります>

南越前町宛 [http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/20180530minamiechizen\\_qreq.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/20180530minamiechizen_qreq.pdf)

越前町宛 [http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/20180530echizencho\\_qreq.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/20180530echizencho_qreq.pdf)

資料（共通） [http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/20180530\\_shiryuu.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/20180530_shiryuu.pdf)